

(15) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県附属機関条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成28年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|--------------|---|--------------|---|
| 別表第1（第2条関係） | | 別表第1（第2条関係） | |
| 名称 | 調査審議する事項 | 名称 | 調査審議する事項 |
| 略 | | 略 | |
| 鳥取県経営革新計画承認審 | <u>中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第8条第1項の規定による経営革新計画の承認及びその</u> | 鳥取県経営革新計画承認審 | <u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第9条第1項の規定による経営</u> |

| | |
|----|----------|
| 査会 | 実施に関する事項 |
| 略 | |

| | |
|----|---------------------|
| 査会 | 革新計画の承認及びその実施に関する事項 |
| 略 | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。